

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

届 出 事 項	届 出 内 容
大規模小売店舗の名称 及び所在地	2027年国際園芸博覧会 瀬谷区瀬谷町の一部、旭区上川井町の一部
大規模小売店舗を設置 する者の氏名又は名称 及び住所並びに法人に あつては代表者の氏名	公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 代表理事 河 村 正 人 中区住吉町1丁目13番地
大規模小売店舗において 小売業を行う者の氏 名又は名称及び住所並 びに法人にあつては代 表者の氏名	未定
大規模小売店舗の新設 をする日	令和9年3月19日
大規模小売店舗内の店 舗面積の合計	14,000 m ²
駐車場の位置及び収容 台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 936 台
駐輪場の位置及び収容 台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 475 台
荷さばき施設の位置及 び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 3,553.00 m ²
廃棄物等の保管施設の 位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 140.00 m ³
大規模小売店舗におい て小売業を行う者の開 店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時30分

来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後10時30分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口6か所、出口6か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	24時間

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和8年6月25日

3 縦覧場所

横浜市ホームページ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/hor-ei/horitsu/rittihou/joukyou/joukyou.html>)

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

B R A N C H 横浜南部市場・横浜南部市場 食の専門店街
金沢区鳥浜町1番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社

代表取締役 北 哲 弥

大阪市中央区北浜4丁目1番1号

ほか1者

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	大和リース株式会社 代表取締役 北 哲 弥 大阪市中央区農人橋 2丁目1番36号 ほか1者	大和リース株式会社 代表取締役 北 哲 弥 大阪市中央区北浜4 丁目1番1号 ほか1者
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	横浜南部市場食肉株式会社 代表取締役 瀧 澤 一 博 金沢区鳥浜町1番地の1 ほか42者	横浜南部市場食肉株式会社 代表取締役 中 村 誠 金沢区鳥浜町1番地の1 ほか42者

(4) 変更の年月日

令和8年5月11日ほか

(5) 変更した理由

設置者の住所変更のため ほか

2 届出年月日

令和8年7月1日

3 縦覧場所

横浜市ホームページ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horitsui/horitsu/rittihou/joukyou/joukyou2.html>)